

令和 6 年度 西条市一般廃棄物処理実施計画

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の排出量の抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理、循環型社会の構築をめざすために、令和 6 年度における必要な施策等を定めるものである。

2 廃棄物処理の基本事項

- (1) 処理計画区域 市内全域
- (2) 実施計画期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

(3) 処理対象

① 家庭から発生した廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	品 目	
もえるごみ	生ごみ、貝がら、卵のから、紙くず、靴（安全靴及び 50 cm 以上の靴は除く）、長靴、皮革製品類、紙おむつ（汚物は除く）、布（50 cm 以下のもの）、衣類（ロングコート・着物は除く）、ビニール類（50 cm 以下のもの）、保冷剤、使い捨てカイロ、発泡スチロール（小さく砕いたもの）、使い捨てライター（ガスは抜く）、ビデオ・カセットテープ、小物プラスチック製品、プラスチックボトル（洗剤容器、汚れの取れないペットボトル等）、プラスチック製食品容器包装類、CD、DVD、落ち葉、木くず 等	
もえないごみ	小型家電製品（ラジオ、ドライヤー、デジタルカメラ等、バッテリーやバッテリーが外れないものは除く）、電化製品（トースター・炊飯器等、バッテリーが外れないものは除く）、台所用品（鍋、包丁、ヤカン等）、電球（水銀不用品）、鏡、ガラス類（破片、割れたもの、汚れのとれないびんを含む）、空き缶（一斗缶・ペール缶は除く）、大物プラスチック製品、電気コード、レコード盤、少量の陶器・焼物（食器、土鍋、植木鉢壺等）等	
粗大ごみ	家電製品（家電リサイクル法対象製品及びパソコンは除く）、家具類、自転車、三輪車、一輪車、スポーツ用品（ゴルフクラブ、健康器具等）、布団、座布団、マットレス、毛布、波板（金属・プラスチック製）、物干し竿、よしず、すだれ、ござ、ホースリール、コンロ、オーブンレンジ、ストーブ（石油・ガス）、ロングコート、袋帯、シーツ（50 cm 以上）、カーペット、ポリタンク、一斗缶、ペール缶（18ℓ以上） 等	
乾電池	乾電池（使いきりの物に限る）	
資 源 ごみ	古紙	新聞紙、雑誌・雑がみ（菓子箱、包装紙、ノート 等）、ダンボール
	ガラスびん	飲食用のびん、化粧用のびん（乳白色のびんを除く）（汚れているものは、もえないごみ）
	ペットボトル	PET 表示のあるもの（調味料・洗剤・シャンプーの容器及び汚れているものは、もえるごみ）
スプレー缶、カセット式ガスボンベ	卓上用カセット式ガスボンベ、殺虫剤（燻煙式除く）、ヘアケア用、防水・撥水用、錆止め用 等	
水銀使用製品	蛍光管、体温計 等	
充電式電池	大型のバッテリー（自動車・バイク・電動自転車用等）は除く	
直接埋立ごみ	衛生陶器、瀬戸物類、火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず 等	
し尿及び浄化槽汚泥		

②家庭系廃棄物以外の廃棄物

- ア 一斉清掃等の奉仕活動により発生したもの（汚泥、草、木、びん、缶、紙くず等）
- イ 事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）のうち道前クリーンセンターで処理できるもの
- ウ 不法投棄等による廃棄物のうち市の施設で受入可能なもの

(4) 処理対象外

区 分	品 目	処理方法
ビニール、 ゴム製品	農業用・事業用ビニールシート、畦シート、 事業用のテント、タイヤ等	販売店や専門の処理業者に処理 を依頼する。
爆発物、 危険物	消火器、ガスボンベ（カセット式以外）、農薬、 塗料、廃油、毒物、劇薬等	販売店や専門の処理業者に処理 を依頼する。
パソコンリ サイクル法 対象機器	メーカー製及び自作のパソコン	販売店、製造メーカーのリサイ クル窓口又はパソコン 3R 推進 協会へ処理を依頼する。
家電リサイ クル法対象 品目	洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、冷温 庫、保冷庫、エアコン、テレビ（有機EL 含む。）	販売店又は廃棄物収集運搬の許 可を受けた業者に引取りを依頼 するか、郵便局で家電リサイク ル券を購入し、指定引取場所に 持ち込む。
その他	ピアノ、農機具、車の部品（バッテリー、シ ート等）、バイク、FRP 製品（風呂釜等）、天 日温水器、液体（中身の入っているびん等）、 直径 5cm 又は長さ 2m を超える木（厚さ 3cm を超える板）、漁網、薬品、耐火金庫、医療系 廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物（PCB 使用部品、感染性一般廃棄物等）その他、市 の処理施設の機能に支障を生じさせるもの	販売店又は専門の処理業者に処 理を依頼する。

3 廃棄物の処理計画量

(1) 道前クリーンセンターで処理するもの

(単位：t)

区 分	計画処理量	委託 ※1	許可 ※2	直接搬入※3
もえるごみ	28,415	17,383	9,599	1,433
もえないごみ	1,800	1,094	390	316
内 スプレー缶	25	25	0	0
粗大ごみ	1,762	534	0	1,228
廃乾電池	32	32	0	0
資源ごみ ※4	1,684	1,608	0	76
内 新聞	424	417	0	7
内 雑誌	392	363	0	29
内 ダンボール	411	373	0	38
内 びん類	359	358	0	1
内 ペットボトル	98	97	0	1
計	33,693	20,651	9,989	3,053

※1「委託」：市が廃棄物の収集運搬を委託した業者（以下「受託業者」という。）が、ごみステーションで回収し、搬入した家庭系廃棄物及び少量排出事業所から出た事業系廃棄物

※2「許可」：市が一般廃棄物収集運搬の許可を与えた業者（以下「許可業者」という。）が搬入した家庭系廃棄物及び事業系廃棄物

※3「直接搬入」：排出者が自ら搬入した家庭系廃棄物及び事業系廃棄物

※4「資源ごみ」：集団回収量を含まない。

(2) 最終処分場で処理するもの (単位：t)

区 分	計画処理量
埋立ごみ	1,355
計	1,355

(3) ひうちクリーンセンターで処理するもの (単位：kL)

区 分	計画処理量
し尿	5,896
浄化槽汚泥	23,334
計	29,230

(単位：kg)

有機性廃棄物	5,372
--------	-------

4 廃棄物の排出及び収集運搬に関する計画

(1) 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物は、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例第4条の規定により、廃棄物の種類ごとに適正に分別し、指定された日の午前8時まで、次のとおり排出するものとする。

・ 粗大ごみを除く家庭系廃棄物

自治会等が市に届け出て承認を受け設置したごみステーションへ搬出するものとする（ごみステーションの使用については、排出者において管理者の許可を受けること。）。

・ 粗大ごみ

粗大ごみの戸別収集は、電話又はインターネット申込にて申し込み、指定する収集日に指定した場所へ排出するものとする（自宅前等ごみ排出者の所有地以外に粗大ごみを排出する際は排出先の土地管理者の許可を受けること）。

なお、委託収集するごみは、排出者又は許可業者により直接搬入することもできる（許可業者は別表1のとおり）。

① 市（受託業者）が収集する廃棄物

分別種類	排出方法	収集頻度	収集運搬
もえるごみ	指定袋（色：緑色半透明、大きき：大・中・小）に入れて、口をしっかりと縛り搬出する。	週2回 （黒谷地区・桜樹地区の一部については週1回）	受託業者による 収集運搬又は排 出者による直接 搬入
もえないごみ	指定袋（色：橙色半透明、大きき：大・中・小）に入れて、口をしっかりと縛り搬出する。	週1回 （西条地区の山間部は 月2回、桜樹地区の一部 については月1回）	
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付して搬出する。	月～木のうち、申請者個別に 指定した日（祝日は除く）	
乾電池	指定袋の外袋に入れて搬出する。	週1回	
古紙 新聞 ダンボール 雑誌類	新聞紙（広告を含む）・ダンボール・雑誌を別々に紐で縛る。なお、雑誌類に書物及び雑がみ等を含む。	月1回	
びん類 無色びん 茶色びん その他びん	ふたを取り除き、中をすすぎ、受託業者が前日に配置する専用キャリーに入れる。	月1回	

※5月5日、8月15日・16日、西条地区10月15日・16日・17日、丹原地区10月15日・16日、小松地区10月16日・17日、12月31日1月1日・2日・3日は収集を行わない。

② 市（受託業者）が収集しない廃棄物

区 分	収集運搬及び搬入方法等
指定袋・粗大ごみ処理券を使用していない廃棄物	排出者又はごみステーション管理者が、改めてごみステーションに搬出するか、道前クリーンセンター又は最終処分場へ搬入する（受入可能なもののみ）。ただし、不法投棄された廃棄物は、原則としてごみステーション管理者が対応する。
大掃除・引越し等による一時多量廃棄物	排出者が直接又は排出者から依頼を受けた許可業者が収集運搬し、道前クリーンセンター又は最終処分場へ搬入する（受入可能なもののみ）。
埋立ごみ	排出者が事前に許可を得た上で、直接又は排出者から依頼を受けた許可業者が収集運搬し、最終処分場へ搬入する（受入可能なもののみ）。
家畜伝染病予防法に基づく処理体制時に使用した廃棄物	感染性廃棄物のほか、移動時の防護服・マスク・チェックポイントのテントなどについても感染性を考慮し、対策本部の判断において適切に処分するものとする。

(2) その他の廃棄物

区 分	搬 入 方 法 等
一斉清掃等の奉仕活動に伴って生じた廃棄物	原則として、自治会等が最終処分場又は道前クリーンセンター等へ搬入する。
道前クリーンセンターで受入可能な事業系廃棄物	排出事業者が直接又は排出事業者から依頼を受けた許可業者が収集運搬し、道前クリーンセンターへ搬入する。 ただし、少量の場合は、指定袋を使用し、ごみステーション管理者の許可を得て、家庭系廃棄物と同様に持ち出すことも可能とする。 市の公共施設の事業系一般廃棄物は、委託を受けた業者が収集運搬し、道前クリーンセンターへ搬入する。
市の施設で受入可能な不法投棄等による廃棄物	原則として、土地の所有者・管理者が自らの責任において廃棄物を処分する。 なお、西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第6条の規定により手数料を免除することができる。
災害廃棄物	土地の所有者・管理者が自らの責任において廃棄物を処分する。 なお、道前クリーンセンターへの搬入が可能な場合は、西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第6条の規定により手数料を免除することができる（罹災証明が必要）。
し尿及び浄化槽汚泥	排出者が許可業者に収集運搬を直接依頼し、ひうちクリーンセンターへ搬入する（業者の収集区域は別表2のとおり）。

5 廃棄物の処理に関する計画

(1) 家庭系廃棄物

種 類	処 理 方 法 等	処理主体
<ul style="list-style-type: none"> ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ ・家庭の大掃除・引越し等により生じた一時多量ごみ 	道前クリーンセンターに搬入し、中間処理（焼却・破碎・選別等）をした後、不燃残渣と使いきり乾電池・ガラスびん・古紙・ペットボトル等の資源ごみ及び金属くずは、ストックヤードで一時保管し、最終処分業者又は資源化業者に引き渡す。	西条市 民間業者
埋立ごみ	各最終処分場で埋め立てる。	西条市
<ul style="list-style-type: none"> ・し尿及び浄化槽汚泥 ・生ごみその他の資源化可能な有機性の廃棄物 	ひうちクリーンセンターに搬入し、水処理をした後、発生した助燃剤を民間の処理施設へ搬出する。	西条市

(2) その他の廃棄物

種 類	処 理 方 法 等	処理主体
一斉清掃等の奉仕活動に伴って生じた廃棄物	家庭系廃棄物と同様の処理を行う。	西条市 民間業者
道前クリーンセンターで処理できる事業系廃棄物	家庭系廃棄物と同様の処理を行う。 ただし、剪定木等の木くずは、事業者の責任において民間の処分業者に委託し処理を行う。	西条市 民間業者
不法投棄等による廃棄物	廃棄物の種類により、適正に処理する。	西条市 民間業者

6 廃棄物処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	西条市道前クリーンセンター
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
供用開始	平成 3 年 10 月
搬入物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等
処理能力	【焼却施設】 処理能力 200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉) 【粗大ごみ処理施設】 処理能力 30 t / 5 h
搬入日・時間	月曜日～土曜日 (12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	道前クリーンセンター・市役所衛生施設課・西部支所環境課

(2) 最終処分施設

施設名	西条市船屋一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地
供用開始	昭和 47 年
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量／容量	40／20,545 m ³ (令和 5 年 3 月 31 日現在) (受入停止中)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生施設課・西部支所環境課

施設名	西条市東予一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市河之内甲 32 番地 1
供用開始	平成 6 年 4 月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量／容量	9,823／70,000 m ³ (令和 5 年 3 月 31 日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生施設課・西部支所環境課

施設名	西条市丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
供用開始	平成 12 年 3 月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量／容量	11,024／16,000 m ³ (令和 5 年 3 月 31 日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8 月 15・16 日、12 月 31 日～1 月 3 日は搬入不可) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分
申請場所	市役所衛生施設課・西部支所環境課

施設名	西条市東部一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋甲1番地1
供用開始	平成24年5月
搬入物	火鉢、植木鉢、瓦、ブロック、レンガ、コンクリートくず等
残容量/容量	53,406/58,700 m ³ (令和5年3月31日現在)
搬入日・時間	火曜日、木曜日、日曜日 (8月15・16日、12月31日～1月3日は搬入不可) 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分
申請場所	市役所衛生施設課・西部支所環境課

施設名	西条市ひうちクリーンセンター
所在地	西条市氷見戊75番地
供用開始	令和2年3月
搬入物	し尿、浄化槽汚泥、生ごみその他の資源化可能な有機性の廃棄物
処理能力	72kL/日 (し尿 20kL・浄化槽汚泥 52kL・生ごみ 30kg)
搬入日・時間	月曜日～土曜日 (祝日及び12月31日～1月3日は搬入不可) 午前7時～午後7時
申請場所	市役所衛生施設課

7 廃棄物の発生・排出抑制等に関する計画

市は、次の各項を推進することにより、廃棄物の発生及び排出を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理を確保する。

- (1) 市内で発生する廃棄物の減量と資源化の向上を図るごみ処理システム全体を総合的に検討する。
- (2) ごみの減量及び環境美化につながる取組に対する補助制度により、廃棄物の発生・排出の抑制並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

① 資源リサイクル活動奨励補助金

内 容	自治会、PTA 等の非営利団体等の行う集団資源回収に補助金を交付するなど市民のリサイクルに対する関心を高め再資源化の促進を図る。
補助対象	<p>【団体条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域住民で構成する、営利を目的としない団体であること。 (2) 原則として、会員が 20 人以上であること。 (3) 継続したリサイクル活動の実施が見込まれること。 <p>【活動条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広く地域住民を対象として実施すること。 (2) 事業活動に伴って生ずる資源ごみを回収の対象としないこと。 (3) 資源ごみは、市内の回収業者に回収又は買上させること。 (4) 回収後の残渣は、すべて団体の責任において処理すること。 (5) 回収に係る経費は、すべて団体が負担すること。
補助対象資源ごみ	古紙類（段ボール・新聞紙・雑誌等）、スチール缶、アルミ缶 等
補助金額	補助対象資源ごみ 1k g につき 4 円とする。

② 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費助成

内 容	家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の設置費に対し LOVESAIJO ポイントを交付する。
補助対象	生ごみの減量化を目的に、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機を購入しようとする者
補助金額	<p>【生ごみ処理容器】</p> <p>1 個につき LOVESAIJO ポイント 3,000 ポイントを限度とし、購入価格の 2 分の 1 以内とする。</p> <p>(1 世帯 2 個以内)</p> <p>【生ごみ処理機】</p> <p>1 個につき LOVESAIJO ポイント 20,000 ポイントを限度とし、購入価格の 2 分の 1 以内とする。(1 世帯 1 個)</p>

(3) ごみの減量を目的とする取組を実施することにより再資源化・再商品化等を推進し、ごみの発生・排出の抑制に努める。

① 使用済み油の回収

内 容	ごみの減量化や未利用資源のリサイクルを推進するため、家庭で使用済みとなった「天ぷら油（廃食用油）」を回収する。回収した油は、バイオディーゼル燃料にリサイクルされる。
回収対象	使用済み「天ぷら油」 ※植物性の天ぷら油のみの回収 (ラード・オリーブ油・パーム油・ごま油・工業用油などは回収できない。)
回収場所	西条市役所 衛生課（市庁舎新館2階）、西部支所（1階）、 丹原・小松サービスセンター（1階）、大町・神拝・三芳・石根の各公民館

② 小型家電の拠点回収

内 容	小型家電のレアメタルを資源としてリサイクルするため、家庭で使用済みとなった小型家電を回収する。
回収対象	縦11cm×横24cmの回収ボックスの口にはいる小型家電 (電話機、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、電気かみそり等)
回収場所	西条市役所 衛生課（市庁舎新館2階）、西部支所（1階）、 丹原・小松サービスセンター（1階）

③ 資源ごみ・危険ごみの拠点回収

内 容	資源ごみ（古紙、飲食用空き缶、ペットボトル）と危険ごみ（蛍光管等水銀使用製品、充電式電池）を拠点施設で回収し、資源リサイクルの推進と危険ごみ排出の利便性向上を図る。
回収対象	【資源ごみ】 新聞紙、雑誌・雑がみ、ダンボール、ペットボトル、飲食用空き缶（一斗缶、ペール缶除く） 【危険ごみ】 蛍光管等水銀使用製品、充電式電池（自動車・自転車用大型バッテリーは除く）
回収場所	西条市役所 衛生課（市庁舎新館2階）、西部支所（1階）、 丹原・小松サービスセンター（駐車場及び1階） 神拝・大町・玉津・飯岡・神戸・橘・禎瑞・氷見・加茂・大保木・周布・吉井・多賀・壬生川・国安・吉岡・三芳・楠河・庄内・徳田・田野・中川・桜樹・石根公民館

④ ごみ減量に向けた市民意識の啓発

本市のごみ処理の状況、取組等について、担当課窓口で資源ごみの回収を行うほか、ホームページ等での情報提供、自治会等への説明会・出前講座を開催するなど、ごみ減量の必要性、リサイクルの促進、食品ロスの削減、ごみ出しルール・分別の徹底の周知を行い、市民意識の向上を図る。

⑤ ごみ分別アプリの活用

各地区のごみ収集日をカレンダー形式で確認できるほか、収集日をアラームで知らせる機能や、ごみの分別方法や出し方の注意点なども検索できるアプリの利用を広く普及することにより、ごみの適正排出を促進し、ごみ減量や不法投棄防止に努める。

- (4) 事業所に対し、排出事業者責任の重要性について周知を徹底するとともに、排出事業者と許可業者による直接的かつ適正な処理及び明確な責任が確保されるよう指導に努める。
- (5) 廃棄物の不法投棄や資源ごみの抜き取り行為の防止に努める。
- (6) 合併処理浄化槽の設置促進及び適正管理の徹底のための補助制度により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

① 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

内 容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽設置を推進するため、設置費の一部を補助する。
補助対象	・住宅における合併処理浄化槽を設置しようとする者 (汚水処理未普及解消につながるもの) 地域：公共下水道事業計画区域外 建物：住宅（居住用に供する部分が1/2以上の併用住宅を含む） ・市税の滞納がない方 等
補助限度額	新築：5～10人槽 120,000円 転換：(単独浄処理化槽又は汲取り便槽を合併処理浄化槽に設置替え) 設置工事費補助 5人槽 332,000円 7人槽 454,000円 10人槽 688,000円 宅内配管工事費補助 5人槽 220,000円 7人槽 300,000円 10人槽 300,000円 (補助は同時に申請することができる。)

② 合併処理浄化槽維持管理費補助金

内 容	合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質保全を図ることを目的に、維持管理費の一部を補助する。
補助対象区域	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となってから6カ月を経過した区域を除く市内全域
補助対象	補助対象区域内で、1年間に補助対象浄化槽（10人槽以下の家庭に設置された登録済のもの）の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）を実施している者 市税の滞納がない方 等
補助金額	令和5年度清掃分 1基1年度当たり 10,000円 令和6年度清掃分 1基1年度当たり 20,000円
その他	令和6年度1回目の申請から10回の限度を廃止し、年度により調整するものとする。 令和6年度に限り、維持管理を促進するために、すべての対象世帯を受付けるが、以降において中断した場合は以降の補助は受けられないものとする。

③ 合併処理浄化槽維持管理費特別補助金

内 容	公共下水道事業計画区域内に合併処理浄化槽を設置し、設置整備事業補助金は未交付であったが、事業計画区域見直しにより交付対象となる者に対して、適正な維持管理を行うことを条件に、特別補助金を10年間に亘って10回交付する。
補助対象	・平成16年11月1日から令和6年3月31日までに、公共下水道事業計画区域内において住宅の建築等に伴い補助対象浄化槽を設置し、又は転換を行った者。 ・当該浄化槽を設置後又は令和6年度から継続して維持管理を適正に実施し、かつ、法定検査を受検している者 ・市税の滞納がない方 等
補助金額	新築 1基1年度当たり 12,000円 転換 1基1年度当たり 5人槽：45,000円 7人槽：61,000円 10人槽：85,000円

8 廃棄物処理業許可取り扱い

- (1) 廃棄物（ごみ）の収集運搬については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規許可は行わない。
- (2) 廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬については、し尿・浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、新規許可は行わない。
- (3) 廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬については、それぞれの排出量等を勘案すると既存の許可業者が保有する車両等で適正に処理できるため、市内の廃棄物収集運搬に影響のある車両（塵芥車、汲取車）の増数及び取り扱う廃棄物の種類の追加等は原則として許可しない。
- (4) 廃棄物処分業の許可については、現行の市内の処理施設において円滑かつ的確な処理が確保されていることから、原則として新規許可は行わない。
ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、新規の廃棄物処分業の許可を行う。
 - ① 市内における事業活動等によって生じた廃棄物であって、市で処分することが困難であるものの処理を限定的に行う処分業務を行う場合で、適正に処理されることが確実である場合
 - ② 処理により、再利用され、又は再生利用されることが確実であり、公益上必要と認められる廃棄物の処分業務を行う場合で、適正に処理されることが確実である場合